参考資料７

「本施設の開設後５年間の収支予算書」、「法人全体の開設後５年間の収支（損益）予算書」、「法人全体の開設後５年間の借入金等返済（償還）計画」について

１　本施設の開設後５年間の収支予算書

認可申請対象施設について、以下により作成してください。

（１）収入

大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。

（２）支出

大項目を人件費、管理費、事業費とし以下の内訳に分類してください。

ア　人件費

職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等）

イ　管理費

土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費

ウ　事業費

給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費交通費、広告宣伝費等その他全ての経費

（３）（１）及び（２）の差し引き額

（４）返済（償還）予定額（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ。）

（５）その他

年毎に、収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。

２　法人全体の開設後５年間の収支（損益）予算書

法人が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。

また、社会福祉法人の場合は事業活動計算書をベースに作成してください。

３　法人全体の開設後５年間の借入金等返済（償還）計画

法人全体の借入金等について、金融機関等別の借入等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記入してください。

※当該園の設置にかかる借入金も記載してください。

※　いずれも５期５年分、すべて税込金額で作成したものを提出してください。

